

被 処 分 者	認 定 証 番 号	茨城県公安委員会 認定第977号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	KⅡ代行
	主たる営業所が所在する市町村	茨城県潮来市
処 分 年 月 日		令和3年7月19日
処 分 内 容		指 示
処 分 理 由		公安委員会に提出しなければならない変更届出書を提出しておらず、変更届出義務に違反したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項及び第22条第1項 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第3条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第8条
処分を行った公安委員会		茨城県公安委員会

被 処 分 者	認 定 証 番 号	茨城県公安委員会 認定第977号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	KⅡ代行
	主たる営業所が所在する市町村	茨城県潮来市
処 分 年 月 日		令和3年7月19日
処 分 内 容		指 示
処 分 理 由		立入検査を実施した際、営業所に備え付けなければならない帳簿等に不備があり、帳簿等備付け義務に違反したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第20条第1項及び第22条第1項 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第15条
処分を行った公安委員会		茨城県公安委員会